4　推薦締切日　平成29年12月６日
5　推薦書及び添付書類の提出場所　厚生労働省労働基準局賃金課（東京都千代田区霞が関１丁目２番２号）

別紙

平成　　年　　月　　日

住　　所（主たる事務所の所在地）
労働組合名（代　表　者　氏　名）　印

厚生労働大臣　加藤　勝信　殿

中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者として次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属労働組合及び地位	所属職場及び地位	略歴	備考

（記入上の注意）　所属労働組合及び地位欄には、候補者の所属労働組合が多数ある場合には、その労働組合名及び地位を全部列挙して記入すること。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、佐賀労働局の関係労働者を代表する者向井邦夫の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 29 年 11 月 15 日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の労働者の加入している労働者の団体であって、佐賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。
3　推薦締切日　平成29年11月24日
4　推薦書及び添付書類提出先　佐賀労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名
印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 15 日

宮城労働局長　北條　憲一

第４号中「１時間798円」を「１時間819円」に改める。

秋田労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 15 日

秋田労働局長　松本　安彦

第４号中「１時間766円」を「１時間786円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月24日から効力を生ずる。

秋田労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 15 日

秋田労働局長　松本　安彦

第４号中「１時間794円」を「１時間814円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月24日から効力を生ずる。

山梨労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 15 日

山梨労働局長　木幡　繁嗣

第４号中「１時間857円」を「１時間875円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県印刷、製版業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 15 日

長野労働局長　石田　茂雄

第４号中「１時間781円」を「１時間809円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月31日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 15 日

岐阜労働局長　稲原　俊浩

第４号中「１時間872円」を「１時間890円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月21日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 15 日

静岡労働局長　高森　洋志

第４号中「１時間882円」を「１時間898円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月29日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 15 日

山口労働局長　金刺　義行

第４号中「１時間890円」を「１時間913円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成23年山口労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 15 日

山口労働局長　金刺　義行

第４号中「１時間858円」を「１時間883円」に改める。